

閣議及び閣僚委員会に関する情報について

○ 英・司法省の解説〔仮訳〕

閣議及び閣僚委員会のために調製された文書、又はこれら会議に関係がある文書については、「閣議及び閣僚委員会に関する情報」に該当する。

注．閣議及び閣僚委員会の全ての文書は内閣府が保有しており、各省庁はその写しを保有することもある（例えば閣僚委員会構成員間の通信の写し）。

閣議及び閣僚委員会のために調製された文書、又はこれら会議に関係がある文書は、いかなるものであれ、次の条項に基づき、情報自由法の適用が除外される。

- ・ 35 条 1 項 a 政府の政策の企画又は立案
- ・ 35 条 1 項 b 大臣同士の連絡

36 条（公務の効果的遂行に対する侵害）2 項 a（連帯責任の習律の維持）は、連帯責任の慣例を維持することの重要性に特に重点を置くものとなっており、35 条が必ずしも適用されない状況を想定したものである。

各省庁においても、閣議及び閣僚委員会の文書に対する開示請求があった場合には、同様の適用除外を考慮しなければならない。

情報が極めて古いといったようなかなり限定的な場合においては、閣議文書が審査のうえ、公開されることもあり得るが、連帯責任という公益及び十分かつ率直な議論を毀損するときは、閣議文書は公開されないと考えるべきである。

「大臣規範」は次のように規定している。「連帯責任とは、各大臣は自らの見解を率直に表明することができるが、決定がなされた後は対外的な一体性を保持しなければならないということである。言い換えると、閣議や閣僚委員会で表明された意見や大臣同士の連絡については、その秘密が守られなければならないということである。」

連帯責任の原則は、情報自由法においても重きが置かれている。「大臣同士の連絡」一般、その中でも特に「閣議及び閣僚委員会の議事」については、情報公開から保護されている（35条1項b及び35条5項）。

連帯責任はイギリスの憲法的な中心原則である。連帯責任を守るとは、政策を形成・展開・向上させるための余地を確保するためであり、公益に適ったものである。

大臣が、閣議における大臣同士の議論や政府職員との応答が公開されると考えた場合、議論の質は極めて異なったものとなる。大臣や政府職員は根本的・論争的選択肢を提示することができなくなり、あらゆる政策の可能性について自由かつ率直な議論が抑制されてしまう。連帯責任の統治過程と、高いレベルでなされる決定の質の双方に損害を与える効果が生じ得る。

政府部内における政策の不一致が明らかとなる場合、政府が政策を統一的に実施することや、その諸決定に関する適切な連帯責任をとることができなくなる。

不適切な情報開示は、大臣間の議論を制限するのみならず、政府職員によってなされる助言についての国民の認識を歪めるおそれがある。

（出典）イギリス司法省ウェブページ「Cabinet and Cabinet Committee information」

<http://www.justice.gov.uk/information-access-rights/foi-guidance-for-practitioners/working-assumptions/foi-assumptions-cabinet>

○ 英国『大臣行動規範』（仮抄訳）

2 大臣及び内閣

（一般原則）

2. 1 連帯責任の原則とは、明示的に例外である場合を除き、大臣は自由に自らの見解を表明することができるが、決定がなされた後は一体性を維持することが求められるということである。言い換えると、閣議及び閣僚委員会で表明された意見は、その通信も含め秘密が保持されなければならないということである。

（連帯責任）

2. 3 決定がなされた経緯及び段階は開示してはならない。閣議又は閣僚委員会の決定は内閣の全構成員を拘束する。決定は、関係大臣によって公表され説明されることが通常である。決定が閣議決定であることを言明することによって、当該決定の重要性を強調することが望ましい場合もある。

8 大臣及び政策表明

（一般原則）

8. 1 国税によって賄われる公的設備は、これを政府広報のために用いることができる。しかしながら、その内容が政党政治的である事項の宣伝のために用いることはできない。

（出版物）

8. 9 大臣は、その在職中は、自らの職務上の経験に関する書籍を執筆し出版することはできない。また、現職中は、大臣職に関する回顧録の出版に同意してはならない。
8. 10 回顧録を出版しようとする元大臣は、出版に先立って原稿草案を適時に内閣官房に提出し、ラドクリフ報告（1976年）の諸原則に準拠したものとすることが求められる。

（出典）「Ministerial Code」（Cabinet Office May 2010）

○「ラドクリフ報告」について（英国下院ウェブサイト（仮抄訳））

リチャード・クロスマンの閣議日誌が、1970年代に没後出版された。従来の回顧録とは異なり、日誌は閣議の全容を内容とするものであった。

日誌の要約が、内閣官房の同意を得ることなく、1975年に新聞に掲載された。検事総長は、閣議の議事の秘密保持の観点から、日誌及びその抜粋の出版差止めを試みた。裁判所は、連帯責任の公益上、閣議構成大臣に守秘義務が課されているという原則を支持した。しかしながら、裁判所は、当該義務には時限があるとした。記述されている諸事実と出版の間に10年が経過していることから、日誌の出版は内閣の秘密を毀損するものではないとされた。

クロスマン日誌に関する論争を背景として、ラドクリフ郷を議長とする枢密院委員会が設置され、大臣の回顧録の出版に関する手続及び原則の審議がなされた。委員会報告（ラドクリフ報告）は、次のように述べている。

「著者は、自らの業績を説明する目的で、大臣としての経験を自由に用いることができるが、当時の他の大臣の政策や意見を論評・批判する目的で用いることはできないという共通理解の下において、制限が必要なくつかの範疇が存在する。

- ・ 第一に、著者は、出版時点における国家安全保障上の要請に抵触してはならない。
- ・ 第二に、英国と他国の関係を損なうおそれがあるものであってはならない。
- ・ 第三に、大臣同士、大臣と助言者その他関係者との秘密を要する関係（confidential relationships）を損なうおそれがあるものであってはならない。」

ラドクリフ報告は、第三の制限類型を次のように説明している。

「合意された政策を協力して実行しようとする者は、お互いの発言を遵守し尊重することが求められ、またそのように期待されている。そのような信頼関係の維持に確信が持てないような状態においては、率直かつ忌憚のない意見の表明は不可能となる。国民に不人気で容易には理解されないかもしれない意見は、大臣職を退いた同僚によって将来随意に

公表されてしまうかもしれないとすると、控えられたり、抑制されたものとなってしまふ。」

報告書は、時限は、裁量の余地ある一般的なものであることが必要であると述べた上で、回顧録執筆者が、報告書に記載された諸原則・手続に拘束される期間は15年であるとしている。15年が経過すれば執筆者は自由に出版することが可能となる。ただし、唯一の例外として、大臣の職にあった者は、助言を行うことを任務とする公的機関職員から受けた助言を公表することはできない。そのような助言及び助言者が特定されることは、当該助言者が在職中は、あってはならない。ラドクリフ報告書の主要な勧告は、内閣によって容認され、現行制度の基礎をなしている。

(出典) 英国下院ウェブサイト「The Crossman diaries and Radcliffe Report」

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200506/cmselect/cmpublic/689/68905.htm>

2000 年情報自由法 抄

(The Freedom of Information Act 2000)

第 I 部 公共機関の保有する情報の利用

PART I ACCESS TO INFORMATION HELD BY PUBLIC AUTHORITIES

第 1 条 (公共機関が保有する情報の一般的利用権)

1 General right of access to information held by public authorities.

(1) 公共機関に対し情報の請求を行うものはいずれも、次の権利を有する。

(1) Any person making a request for information to a public authority is entitled—

(a) 請求の中で特定した種類の情報を公共機関が保有しているか否かについて公共機関から書面で通知を受ける権利

(a) to be informed in writing by the public authority whether it holds information of the description specified in the request, and

(b) 当該公共機関が前号の情報を保有している場合、当該情報の開示を受ける権利

(b) if that is the case, to have that information communicated to him.

(2) ~ (6) (略)

第 2 条 (第 II 部における適用除外の効力)

2 Effect of the exemptions in Part II.

(1) (略)

(2) 第 II 部のいずれかの条項に基づき適用除外情報とされているものに関しては、次の各号に掲げる場合には第 1 条 (1) 項 (b) は適用されない。

(2) In respect of any information which is exempt information by virtue of any provision of Part II, section

1(1)(b) does not apply if or to the extent that—

(a) (略)

(b) 当該情報に対する適用除外を認める公益が当該情報を開示する公益に勝る場合

(b) in all the circumstances of the case, the public interest in maintaining the exemption outweighs the public interest in disclosing the information.

(3) (略)

第 II 部 適用除外情報

PART II EXEMPT INFORMATION

第 35 条（政府の政策の立案等）

35 Formulation of government policy, etc.

- (1) 政府省庁又はウェールズ議会政府が保有する情報で次の各号のいずれかに該当するものは、適用除外情報となる。

(1) Information held by a government department or by the Welsh Assembly Government is exempt information if it relates to—

(a) (略)

(b) 大臣同士の連絡

(b) Ministerial communications,

(c)・(d) (略)

(2)～(4) (略)

- (5) 本条において次の各用語の意味はそれぞれ次のとおりである。

(5) In this section—

(略)

「大臣同士の連絡」は、次の各号に掲げるものを指し、また、特に、内閣又は閣僚委員会の議事録、北アイルランド議会の執行委員会の議事録及びウェールズ議会政府の内閣及び全ての閣僚委員会の議事録を含む。

(a) 閣僚同士の連絡

(b) 北アイルランドの大臣（北アイルランドの閣外大臣・政務次官を含む。）同士の連絡

(c) ウェールズ議会政府の構成員同士の連絡

“Ministerial communications” means any communications—

(a) between Ministers of the Crown,

(b) between Northern Ireland Ministers, including Northern Ireland junior Ministers, or

(c) between members of the Welsh Assembly Government

and includes, in particular, proceedings of the Cabinet or of any committee of the Cabinet, proceedings of the Executive Committee of the Northern Ireland Assembly, and proceedings of the Cabinet or any committee of the Cabinet of the Welsh Assembly Government;

(略)

第 36 条（公務の実効ある処理の障害）

36 Prejudice to effective conduct of public affairs.

(略)

- (2) 本条が適用される情報は、本法に基づく当該情報の開示が次の各号に掲げる場合に該当すると有資格者が合理性をもって判断する場

合は適用除外情報とする。

(2) Information to which this section applies is exempt information if, in the reasonable opinion of a qualified person, disclosure of the information under this Act—

(a) 次に掲げる事項を阻害する場合又は阻害する可能性がある場合

(a) would, or would be likely to, prejudice—

(i) 閣僚の連帯責任の慣行の維持

(i) the maintenance of the convention of the collective responsibility of Ministers of the Crown, or

(ii) 北アイルランド議会の執行委員会の業務

(ii) the work of the Executive Committee of the Northern Ireland Assembly, or

(iii) ウェールズ議会政府の内閣の業務

(iii) the work of the Cabinet of the Welsh Assembly Government.

(略)

第VI部 公文書館又は北アイルランド公文書館の歴史的文書及び文書

PART VI HISTORICAL RECORDS AND RECORDS IN PUBLIC RECORD OFFICE OR PUBLIC RECORD OFFICE OF NORTHERN IRELAND

第62条 (第VI部の解釈)

62 Interpretation of Part VI.

(1) 第VI部の目的に照らして、文書は、作成年の翌年から起算して30年の期間の終了後「歴史的文書」となる。

(1) For the purposes of this Part, a record becomes a “historical record” at the end of the period of thirty years beginning with the year following that in which it was created.

(2) 作成期日の異なる文書が管理上の目的で単一のファイルその他の集合的形態と一緒に保管されている場合、当該ファイル又その他の集合的形態の中の全ての文書は、第VI部の目的に照らして、各文書中の最新のものが作成された時点に作成されたものとして取り扱うものとする。

(2) Where records created at different dates are for administrative purposes kept together in one file or other assembly, all the records in that file or other assembly are to be treated for the purposes of this Part as having been created when the latest of those records was created.

(3) 第VI部では、「年」とは暦年を意味する。

(3) In this Part “year” means a calendar year.

第63条 (適用除外とならない場合：歴史的文書一般)

63 Removal of exemptions: historical records generally.

(1) 歴史文書に含まれる情報は、第 28 条、第 30 条 (1) 項、第 32 条、第 33 条、第 35 条又は第 42 条を根拠とした適用除外情報とはならない。

(1) Information contained in a historical record cannot be exempt information by virtue of section 28, 30(1), 32, 33, 35, or 42

(2) ~ (5) (略)

※ 本資料は、「諸外国の情報公開法」(宇賀克也編著、(財)行政管理研究センター発行、2005年、新栄社)を元に、英国政府法令データベース (Legislation.gov.uk) (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/36/contents>) に基づき作成。